

2 4 川 監 公 第 5 号

平成 2 4 年 4 月 1 0 日

監 査 の 結 果 に つ い て （ 公 表 ）

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 9 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ
り 監 査 を 行 い ま し た の で 、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り そ の 結 果 に 関 す る 報
告 を 次 の と お り 公 表 し ま す 。

川 崎 市 監 査 委 員	松 川 欣 起
---------------	---------

同	奥 宮 京 子
---	---------

同	東 正 則
---	-------

同	石 川 建 二
---	---------

第 1 監査の概要

1 監査の種別

行政監査

2 監査のテーマ

身近な公園の管理について

3 監査の目的

公園は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や災害時における避難場所、物資の供給や救援活動の拠点となるなど、重要な役割を担っている。さらには、本格化する少子高齢社会を見据えた安全安心な都市空間の確保、地域温暖化対策、市民活動拠点、環境学習の場など、公園に対する市民ニーズはますます高まっていくと思われる。

その中でも、生活圏にある小規模な公園は、市民にとって日常生活に密着している貴重な緑のオープンスペースとして、適切な管理と一層の活性化が期待されるところである。

このようなことから、公園が利用しやすい状況となっているか、効率的・効果的な公園の管理運営が行われているかなど公園管理の現状及び課題を検証することにより、今後の市民サービスの向上に資することを目的として、監査を実施するものである。

4 監査の対象及び範囲

(1) 対象（所管局等）

建設緑政局

各区役所道路公園センター

(2) 範囲

身近な公園の管理について（住区基幹公園を中心として）

5 監査の期間

平成23年6月15日～平成24年3月27日

6 監査の着眼点

次の項目を主な着眼点として監査を実施した。

- (1) 市民が利用しやすい公園となっているか
- (2) 遊具の安全確保などの公園の維持管理は適切に行われているか
- (3) 市民と行政による協働型の公園管理は有効に機能しているか
- (4) 公園管理にかかわる事業費の執行は適切か
- (5) 所管局と区役所道路公園センターとの連携は図られているか

7 監査の方法

関係書類の審査、関連資料の調査、関係職員及び管理運営協議会からの概況聴取（ヒアリング）並びに公園の現地調査を行った。

第2 身近な公園の管理の現況

1 監査対象とした身近な公園

今回の監査では、都市公園のうち住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）及び市営公園（住区基幹公園に準じるものに限る。）計999か所を「身近な公園」と位置付けて監査の対象とした。なお、都市公園とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することを要件として、地方公共団体又は国が設置する公園である。

（1）住区基幹公園

① 街区公園（平成23年3月末日時点、895か所）

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置され、敷地面積0.25haを標準とした都市公園

② 近隣公園（平成23年3月末日時点、32か所）

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置され、敷地面積2haを標準とした都市公園

③ 地区公園（平成23年3月末日時点、6か所）

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的として、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置され、敷地面積4haを標準とした都市公園

（2）市営公園（監査対象は、全132か所のうち66か所）

都市公園法の規定による公告がされておらず、同法上の公園又は緑地ではないが、住区基幹公園に準じて管理されているもの。

2 公園設置の現況

（1）本市が管理している公園

本市の公園は、都市公園及び市営公園から構成されており、川崎市都市公園条例（昭和32年条例第6号）、川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第6号）等により、市長が公園管理者又は財産の管理者として管理運営等を行っている。

（2）設置状況

本市の公園緑地は平成23年3月末日時点、1,191か所、面積は714.51haであり、市民1人当たりの公園面積は5.01㎡となっている。

公園緑地の整備状況の推移をみると、平成19年3月末と平成23年3月末を比較すると74か所（6.6%）、60.95ha（9.3%）増加している。また、市民1人当たりの公園面積も0.15㎡（3.1%）増加している。増加数が最も多いのは街区公園で49か所の増となっている。（表1）

なお、平成8年度からの推移（図1）をみても同様に増加している。

表 1 公園緑地の推移

(面積単位) ha

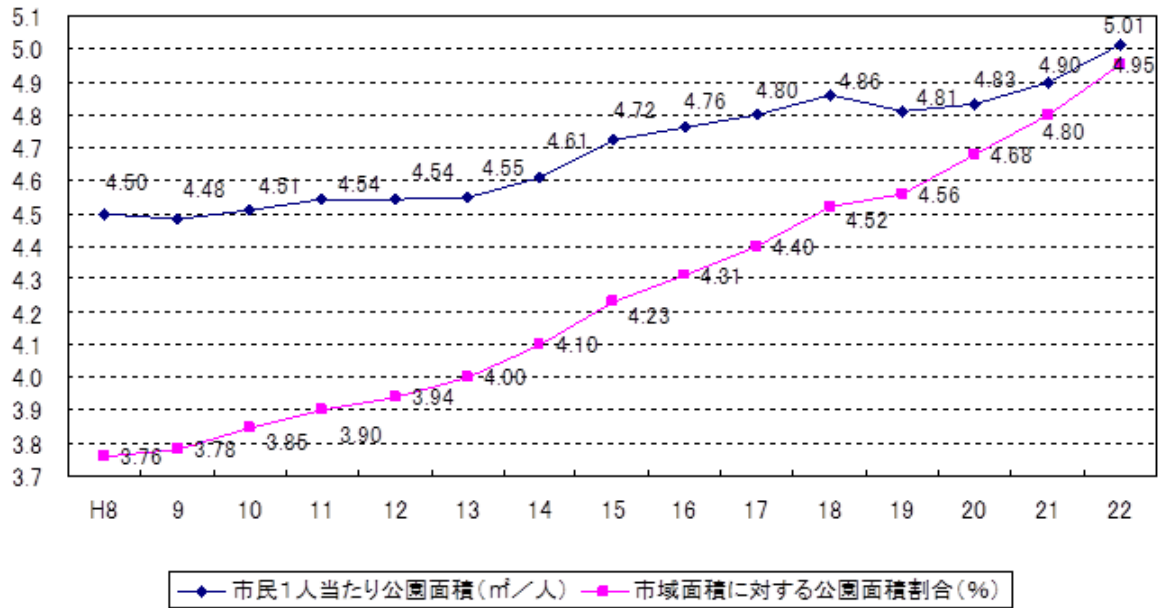
			平成19年3月末		平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末	
公園種別			箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
基幹公園	住区基幹	街区公園	910(82)	113.32	921(65)	114.51	932(65)	115.54	944(65)	116.69	959(64)	117.87
		近隣公園	31(2)	54.38	32(3)	54.70	33(2)	58.62	33(2)	58.62	34(2)	60.44
		地区公園	6(0)	28.24	6(0)	28.24	6(0)	28.24	6(0)	28.35	6(0)	28.35
		小 計	947(84)	195.94	959(68)	197.46	971(67)	202.40	983(67)	203.67	999(66)	206.66
	都市基幹	総合公園	4(0)	190.60	4(0)	193.30	4(0)	193.48	4(0)	194.66	4(0)	208.12
		運動公園	2(1)	73.71	2(1)	73.71	2(1)	73.71	2(1)	73.71	2(1)	79.05
		小 計	6(1)	264.31	6(1)	267.01	6(1)	267.20	6(1)	268.37	6(1)	287.17
特殊公園	風致公園	1(0)	12.04	1(0)	12.25	1(0)	12.25	1(0)	12.25	1(0)	12.25	
	植物園	1(0)	1.24	1(0)	1.24	1(0)	1.24	1(0)	1.24	1(0)	1.24	
	広場公園	1(0)	0.11	1(0)	0.11	1(0)	0.11	1(0)	0.11	1(0)	0.11	
	基 園	2(0)	73.74	2(0)	75.05	2(0)	78.86	2(0)	79.79	2(0)	79.86	
	小 計	5(0)	87.13	5(0)	88.64	5(0)	92.45	5(0)	93.39	5(0)	93.46	
都市林			38(29)	41.23	43(33)	53.83	45(31)	58.90	49(35)	65.64	50(36)	66.98
緑 道			21(1)	8.87	21(1)	8.75	21(1)	8.75	21(1)	8.74	21(1)	8.74
都市緑地			100(31)	56.08	99(23)	48.28	105(26)	51.20	108(29)	51.36	110(28)	51.51
合 計			1,117(146)	653.56	1,133(126)	663.97	1,153(126)	680.90	1,172(133)	691.17	1,191(132)	714.51
市民1人あたりの 公園面積(㎡)			4.86		4.85		4.87		4.89		5.01	
人 口			1,345,306		1,370,020		1,399,401		1,414,150		1,426,943	

注1) 箇所数の()は市営公園の内数。

注2) 面積は平方メートルで集計しヘクタールに換算後に四捨五入したもので、小計、合計と内訳とが一致しない場合がある。

注3) 面積は市営公園を含む。

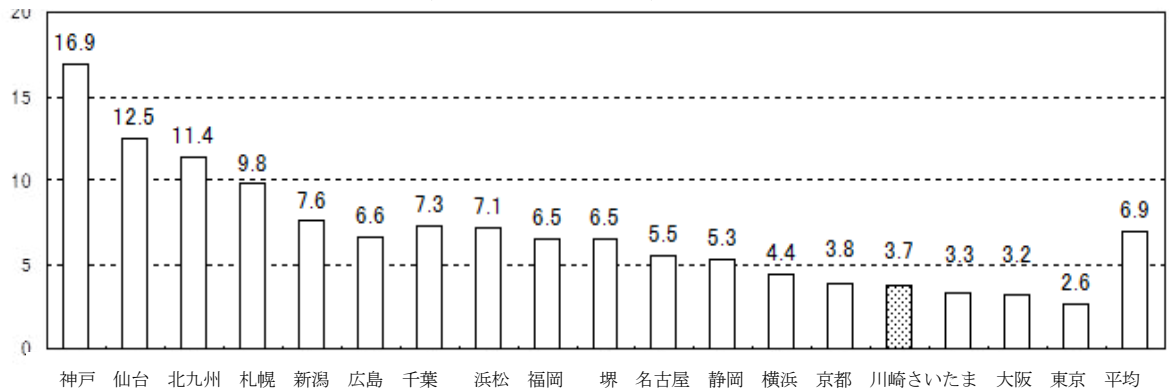
図1 市民1人当たり全公園緑地面積等の推移



(3) 他自治体の状況

市民1人当たりの都市公園面積の大都市の状況は、図2のとおりである。

図2 市民1人当たりの都市公園面積の大都市比較（平成23年3月末日現在）



注) 全公園緑地のうち、都市公園法に基づく公告を行った都市公園についての比較

注) 平成23年度建設緑政局事業概要（緑編）から引用

3 都市公園法等と緑の基本計画

(1) 都市公園法等の改正

国土交通省によれば、都市公園を始めとする都市の緑とオープンスペースは依然として不足しており、これらを効率的・効果的に確保し、増加させていくため、平成16年6月に「都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号：都市緑地保全法、都市公園法等の改正）」が公布され、同年12月に施行され、同時に関係政省令も改正された。

この法令改正において、市町村は総合的な都市における緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）を策定し、緑地の保全・整備のマスタープランとして明確に位

置付けるとともに、これに基づき都市公園の整備を行い、地域の状況に応じた都市公園の配置の促進と効率的・効果的な整備の促進を図ることとされた。

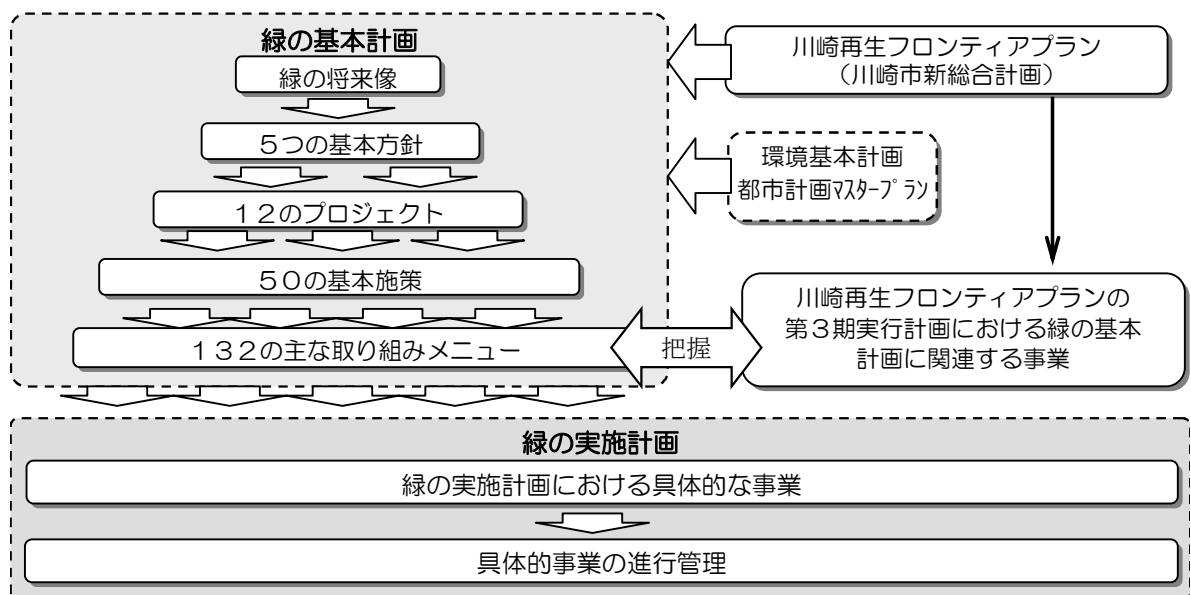
また、緑の基本計画の計画事項に新たに都市公園の整備方針が加えられ、都市公園の設置に当たっては、都市公園の機能が十分に発揮されるよう、自治体ごとに都市公園の体系を考慮し、適切な規模のものを適切な位置に系統的・合理的に配置すると定められた。

(2) 本市における緑の基本計画の策定

本市では法令改正に先立つ平成7年に、川崎市緑の基本計画（かわさき緑の30プラン）を策定し、緑の保全及び緑化の推進に係る様々な事業を展開してきた。しかし、策定後10年が経過し、社会情勢の変化への対応や新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）等との整合性確保や関連の法令改正に伴う修正が必要となったため、平成20年3月に新たな「川崎市緑の基本計画」（以下「新基本計画」という。）を策定した。

新基本計画は、次世代に引き継ぐための「緑の将来像」を描いたおおむね10年間の緑の総合計画として、50の基本施策と132の主な取組を示している（図3）。

図3 緑の基本計画と緑の実施計画の関係図



注）平成23年度建設緑政局事業概要（緑編）から引用

新基本計画の内容のうち、身近な公園に関する施策項目は次のとおりである。

- ① 管理運営協議会の設立促進
- ② 身近な公園の整備推進
- ③ 多様な手法による公園緑地の整備推進
 - ア 開発行為等における公園緑地の整備推進
 - イ 民有地等の活用による公園緑地整備の検討
 - ウ 民間の活力を活かした公園緑地整備の検討

- エ 都市計画公園・緑地のあり方の検討
- ④ リフレッシュパーク事業の推進
- ⑤ 公園緑地の維持管理の充実
 - ア 効率的な公園施設の仕組みづくり（アセットマネジメント）
 - イ 安心安全な公園緑地の管理
 - ウ 子育て環境づくりとしての公園緑地の管理の充実
- ⑥ 多様な手法による公園緑地の管理運営
- ⑦ 公園緑地の活性化の推進
 - ア 公園緑地の機能の回復
 - イ 都市公園の農的活用の拡大
 - ウ 公園施設の有効活用
 - エ 特色ある公園緑地の活用

4 公園施設

（１）公園施設

公園施設とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の施設であり、都市公園法及び政令で定められている。

- ① 園路及び広場
- ② 植栽、花壇、噴水その他の修景施設
- ③ 休憩所、ベンチその他の休養施設
- ④ ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設
- ⑤ 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設
- ⑥ 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設
- ⑦ 売店、駐車場、便所その他の便益施設
- ⑧ 門、さく、管理事務所その他の管理施設
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設

なお、本市では、利用者が気軽に健康づくりが出来る「健康遊具」の導入などが進んでいる。総合公園や緑地等も含む全公園緑地の健康遊具の設置数は、平成１９年度２０か所７８基から２２年度には３９か所１５４基まで増加している。そのうち市民にとって最も身近である街区公園の設置は２４か所７０基である。

（２）維持管理業務

公園の主な維持管理業務は、樹木剪定、除草、公園内施設の保守点検・維持補修、不法投棄物の処分、公園内トイレの管理などの一般的な管理業務のほか、公園緑地の占用許可・使用許可、野球場やテニスコート等の運動施設の利用受付や維持管理、街路樹・グリーンベルトの維持管理などである。

身近な公園においては、こうした維持管理業務は直営を基本としており、平成２２年度からは各区役所道路公園センターの所管業務となっている。ただし、公園緑地が増大していることから、そ

の一部の業務を民間事業者や財団法人川崎市公園緑地協会に委託している。

なお、維持管理に関しては、公園緑地愛護会（以下「愛護会」という。）、管理運営協議会（以下「協議会」という。）等により、除草、清掃等を中心とした公園愛護及び維持管理活動が行われている身近な公園もある。なお、身近な公園における維持管理の主な内容は次のとおりである。

① 本市職員による維持管理業務

樹木剪定・除草、公園施設の維持補修、占用許可・公園内行為許可、施設の利用調整等

② 委託による維持管理業務

樹木剪定・除草、公園施設の維持補修、トイレ清掃、時計・電気工作物等の保守管理等

③ 地域住民による維持管理活動

日常的な除草・清掃、樹木の下枝落とし、低木の刈り込み等

（３）公園施設の点検と長寿命化計画

新基本計画によれば、街区公園の老朽化に伴う修繕の時期と費用の集中化を避けるため、公園施設の管理計画と実施プログラムの作成に取り組むこととしている。なお、整備から２０年以上を経過した街区公園は、平成２３年３月末日時点で、全９５９公園のうち、６５．４％の６２７公園に及ぶ。

この方針に基づき、本市は、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成２０年８月改訂）」により、専門業者への委託により平成２１年度から２３年度にかけて全公園の遊具の点検を実施し、さらに平成２４年度から２７年度にかけて長寿命化に向けた修繕・更新計画を策定する予定である。既に実施された遊具の点検結果に基づき、区役所道路公園センターにより緊急性が高いものは補修等の措置がとられている。また遊具以外の公園施設についても、全公園について、平成２４年度から２５年度にかけて、長寿命化計画の策定に向けて専門業者による点検を行っていく予定である。なお、職員による公園施設の日常点検については、道路パトロールと併せた巡視を随時行っている。

また、夏冬の年２回、全公園緑地の公園施設について、職員による点検を行っている。点検時に異常が発見された場合、職員が緊急性を判断して「Ａ 大至急 Ｂ １年以内に補修 Ｃ 要観察」に分類して、区役所道路公園センター又は業者委託による修繕や継続的な観察を行っている。なお、「Ａ 大至急」と判断された公園施設は、原則としてその場で使用中止の措置を行っている。

５ 執行体制等

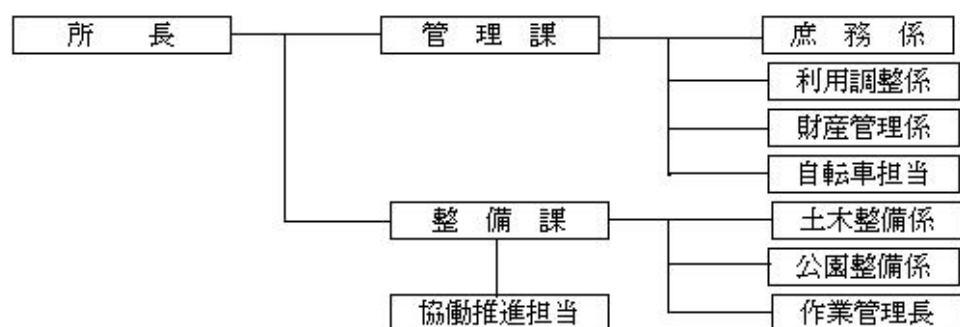
（１）建設緑政局及び区役所道路公園センターの組織再編

本市は、平成２２年４月１日付けで、環境局緑政部と建設局を統合し、建設緑政局を新設した。同時に、区役所を総合的な市民サービス及び地域協働の拠点とすること及び更なる緑化推進とサービス向上を図ることを目的として、区役所建設センター及び環境局公園事務所の機能を統合し、区役所道路公園センターを新設した（図４）。

従来、環境局公園事務所が所管していた公園の維持管理等に関する業務は、この区役所道路公園センターが所管することになった。なお、公園、緑地等の維持管理を行うボランティア団体への支

援、技術指導及び助言業務等を行う協働推進担当課長が整備課に新たに配置された。

図 4 区役所道路公園センターの組織



(2) 組織再編後の執行体制

① 事務取扱指針

区役所道路公園センターの新設に当たり、本市では、業務執行に支障が生じることがないように、新組織における業務内容及び事務分担、建設緑政局との業務分担等を詳細に記載した「区役所道路公園センター事務取扱指針」を策定し、職員への周知を図っている。

② 公園関係業務の執行体制

組織統合前の旧公園事務所では、ア「公園、緑地の使用許可等、運動施設の利用調整及びボランティア団体との連絡調整」、イ「公園緑地の維持管理及び整備」に業務を二分し、それに合わせるように内部組織を整備していた。

区役所道路公園センターにおいては、アの業務は、道路・河川業務と一体で管理課が執行している。また、イの業務は整備課が所管し、公園整備係の指示のもと、作業班が道路関係の業務と一体で維持補修、陳情対応、剪定などの現場作業を行っている。

③ 作業班の体制

作業班の執行体制については、道路・河川関係の業務と一体で行うようになったため、運転手1名、作業員4名の班編成による、旧建設センター2班、旧公園事務所2班（旧南部公園事務所のみ1班）の構成から、作業管理長の新設とともに、運転手1名作業員2名の班編成による5班体制へ変更された。その目的は臨機応変に必要な人数で対応することで、機動性を高めて市民サービスの維持向上を図るため、とのことである。

(3) 公園管理に係る予算決算

公園緑地の維持管理等に関する予算（公園管理費）は、公園費（多摩川施策推進費）と区政振興費（区政総務費、区づくり推進費）で構成されている。その平成22年度の決算の総額は、約24億3,977万円であり、内訳は公園費が約1億7,175万円、区政振興費が約22億6,802万円である。また、平成23年度の当初予算の総額は約26億3,773万円で、内訳は公園費が

約3億2,398万円、区政振興費が約23億1,375万円となっている。

なお、平成22年度の組織改編に伴い、21年度まで環境費に計上されていた公園管理に係る予算が、建設緑政費と区役所費、それぞれに計上されることになった（表2）。

表 2 公園管理費決算額の推移

(単位 千円)					
	18年度決算額	19年度決算額	20年度決算額	21年度決算額	22年度決算額
公園管理費	1,753,642	2,797,149	2,367,213	2,249,827	2,439,773
(内訳)					
項 公園費(公園管理費該当部分)	1,753,642	2,797,149	2,367,213	2,249,827	171,751
目 公園管理費	1,571,848	1,758,194	2,046,240	2,011,431	
目 多摩川施策推進費	181,794	1,038,955	320,973	238,396	171,751
項 区政振興費					2,268,022
目 区政総務費					1,107,379
目 川崎区区づくり推進費					283,281
目 幸区区づくり推進費					75,918
目 中原区区づくり推進費					278,615
目 高津区区づくり推進費					57,650
目 宮前区区づくり推進費					91,376
目 多摩区区づくり推進費					242,010
目 麻生区区づくり推進費					131,793

注) 公園管理費は街路樹を含む全公園緑地の維持管理費(一部人件費を含む)

6 地域住民による協働型管理

身近な公園の一部では地域住民による維持管理が行われているが、その中心は協議会及び愛護会(以下「協議会等」という)である。

(1) 公園緑地愛護会

愛護会は、公園及び緑道・緑地の除草、清掃等の美化活動や公園施設の保全等のため、維持管理活動を自発的に行う団体として、本市の奨励に基づき、昭和52年から基本的には町内会等により公園単位に設置されたものである。愛護会の設置数は、平成18年度末時点で535団体であったが、協議会への移行に伴い、平成22年度末には359団体に減少している(図5)。その設置や報奨金の支給方法等については、川崎市公園緑地報奨金交付要綱(昭和52年制定)に定められている。

愛護会は地域住民をもって構成するものとされ、設立しようとするときは設立届を市長に提出することになっている。

愛護会の活動内容は、次のとおりである。

- ① 公共施設愛護思想の普及
- ② 公園緑地内の除草及び清掃(月1回以上)
- ③ 公園緑地内のくずかごのごみ処理
- ④ 破損遊具等の連絡
- ⑤ その他愛護会の目的達成のための必要な活動

なお、本市は、その活動に対して愛護会報奨金交付基準(表3)に基づき公園面積に応じた報奨金を交付しており、平成22年度の交付総額は約708万円である。

表3 愛護会報奨金交付基準（年額）

公 園 面 積	報 奨 金 額
5 0 0 m ² 以下	1 2, 0 0 0 円
5 0 1 m ² ～ 1 5 0 0 m ²	1 8, 0 0 0 円
1 5 0 1 m ² ～ 3 0 0 0 m ²	2 4, 0 0 0 円
3 0 0 1 m ² 以上	3 0, 0 0 0 円

（2）管理運営協議会

① 設立経過等

市民との協働による公園の管理運営を一層推進するために、本市は、試行期間を経て、平成18年度、街区公園等の管理運営に関する要綱を制定し、愛護会よりも維持管理の活動内容の範囲を拡大した協議会の制度を設けた。協議会は、愛護会と同様に基本的には公園単位で設置されるものであり、当該公園に関わる公園利用者、町内会等で組織し、会長や会計、会計監査などの役員を置くものとされ、設置するときは「結成届」及び「役員等名簿」を市長に提出することになっている。なお、愛護会と異なり、設置段階で管理に関する協定を本市と締結することになっている。

本市は愛護会に対して協議会への移行を奨励するとともに、町内会等に対しても協議会の新設を呼びかけている。

協議会の数は、平成18年度末において210団体、そのうち住区基幹公園については188団体が設置されていた。平成22年度末時点で474団体へ増加し、そのうち住区基幹公園については約4割に設置されており、その数は428団体である（図5）。

平成21年8月に公表された新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第2期実行計画の平成20年度実施結果においては、「愛護会から協議会への移行が進まなくなってきたほか、剪定すべき樹木や利用調整すべきスペースが無く協議会設置に馴染まない公園も多数あることから、公園の地元管理の方法について再検討の必要がある。協議会への移行が困難であったり協議会設置に馴染まない公園については、既存の愛護会を継続させる方法で、また、未設置公園には協議会のほか愛護会の新設も考慮した取組を進めて行く。」とされており、「全街区公園への協議会設置」という当初目標からの政策転換が示されている。なお、同プラン第3期実行計画においては、「公園愛護活動の魅力発信と管理運営協議会等の設置の促進」が示されている。

② 協議会の活動

協議会の活動内容は、本市が作成した地元管理運営マニュアルに基づき、本市と協働による取組を行うものであり、その概要は表4のとおりである。なお、「活動計画書」、「活動状況報告書」及び「利用調整報告書」を作成し、6か月ごとに市長に提出することになっている。

表 4 協議会と本市の役割

	維持管理	運 営
協議会が主体的に行う業務	・ 公園内の清掃・除草	・ 町内会等が主催する行事の利用調整
	・ くずかごのごみ処理	・ 公園利用者からの利用申し入れに関する調整
	・ 樹木の下枝落し	・ 総会、役員会の開催
	・ 低木の刈り込み	・ 報告提出の義務
	・ 剪定枝の処理	
	・ 花壇の維持管理	
	・ 公園施設の軽易な補修	
	・ 砂場内のごみの除去	
	・ 破損遊具等の連絡	
	・ 不法投棄物の連絡	
協議会が市と協議して行う業務	・ 事故時の連絡	
	・ 法面の草刈り	・ 禁止行為等看板等の設置
	・ ササ刈り、芝刈り	・ 公園の改修に関すること
	・ 胴吹き、ひこばえの剪定	・ 遊具の設置等に関すること
	・ 伐間、間伐、枯損木の処理	・ 公園の利活動に関すること
	・ 排水溝の清掃	・ 公園の適正利用に関すること
市が主体的に行う業務	・ 病害虫の防除	
	上記については、必ず協議会結成前に立会いの上相談する。	
	・ 公園施設の補修、改修	・ 公園の財産管理
	・ 工作物の設置	・ 公園内行為の許可
	・ 高木、中木の剪定	・ 工作物の設置許可
	・ 流れ、噴水等の管理	・ 公的機関の使用許可
	・ 給排水管の補修	・ 維持管理に関する技術的な指導、助言
	・ 不法投棄物の処理	・ 協議会の運営に関する指導、助言
	・ 台風災害の処理	

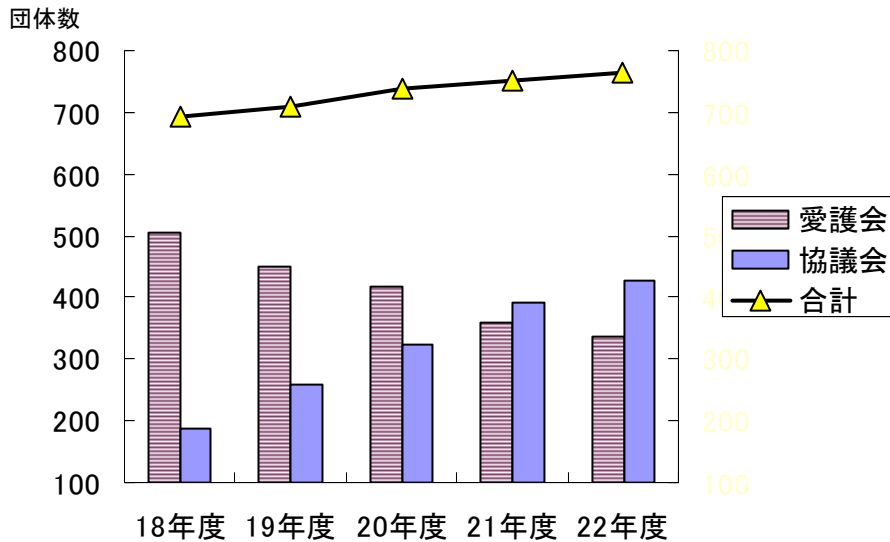
注) 建設緑政局作成地元管理運営マニュアルから引用

なお、本市は、協議会の活動に対して、協議会報奨金交付基準（表 5）に基づき、公園面積に応じた報奨金を交付しており、平成 22 年度の交付総額は、約 2, 8 1 4 万円である。

表 5 協議会報奨金交付基準（年額）

公 園 面 積	報 奨 金 額
0 m ² ～ 2 0 0 m ²	2 4, 0 0 0 円
2 0 1 m ² ～ 5 0 0 m ²	4 2, 0 0 0 円
5 0 1 m ² ～ 1, 0 0 0 m ²	5 4, 0 0 0 円
1, 0 0 1 m ² ～ 1, 5 0 0 m ²	6 0, 0 0 0 円
1, 5 0 1 m ² ～ 3, 0 0 0 m ²	7 8, 0 0 0 円
3, 0 0 1 m ² 以上	9 0, 0 0 0 円

図 5 身近な公園における協議会・愛護会の推移（団体数）



(3) その他の団体管理

協議会等以外でも、協定等を締結することなどにより、地域団体が多目的広場、花壇、テニスコート等の公園施設の維持管理を行っている事例がある。

このうち無料のテニスコート等は9施設あり、そのうち5施設では地域住民による運営委員会が設置されており、利用調整、鍵やネットの管理、清掃等を行っている。なお、管理に関する本市との協定等の締結を確認できたのは2施設のみである。

7 公園内における禁止行為及び迷惑行為

(1) 禁止行為

都市公園条例では、都市公園において許可を受けない場合は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）をしてはならないと定めており（第4条）、違反者には行為の中止や都市公園からの退去を命じることができるとされている（第22条）。また、禁止行為をした者に対しては、50,000円以下の過料を科するとされている（第28条）。

- ① 施設を損傷し、又は汚損すること。
- ② 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ③ 土地の形質を変更すること。
- ④ 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- ⑤ 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- ⑥ はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ⑦ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ⑧ 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- ⑨ 公園をその用途以外に使用すること。
- ⑩ 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること

禁止行為への対策は、区役所道路公園センターの職員が適宜パトロールを実施するとともに、市民から苦情が寄せられた場合には現地に赴くなどして行われている。また、看板などにより注意喚起を図っている。なお、これまで過科を科した実績はないとのことである。

(2) 迷惑行為

犬の糞の放置、狭い所でのボール遊び、深夜・早朝に騒音を立てるなどの他の利用者はもとより近隣の住人や周辺の通行者などに対して、迷惑をかけたり危険を生じさせる行為（以下「迷惑行為」という。）については、公園ごとに多様な利用者、形状、環境等を有するため一律に規制することが困難である等の理由から、禁止行為として規制はしていない。個別の公園ごとに迷惑行為を設定し、利用者に協力を依頼して制限している状況である。

迷惑行為の対策としては、禁止行為と同様にパトロール等が実施されている。

8 市民意識・要望等

身近な公園の管理に対する市民の苦情・要望等、意見等（以下「苦情・要望等」という。）は、市長への手紙として寄せられ、あるいは区役所道路公園センターへ直接寄せられており、これらの内容から市民が有する問題意識を把握することが可能である。また、市民アンケートの結果からは、市民の公園に対する満足度をうかがい知ることができる。

(1) 市長への手紙

市長への手紙は、市民からの声を市政運営に反映させるための制度で、手紙、ファックス、電子メールにより寄せられた意見を市長が確認して担当部署に対応方針を指示するものである。

平成22年度における市長への手紙の総数は1,948通で、このうち公園に関するものは71通（3.6%）であった。これは、道路改良・補修（139通）、道路管理・占用（91通）、保育園・幼稚園（89通）に次いで4位である。また、直近の5年間をみても、常に5位以内にある。

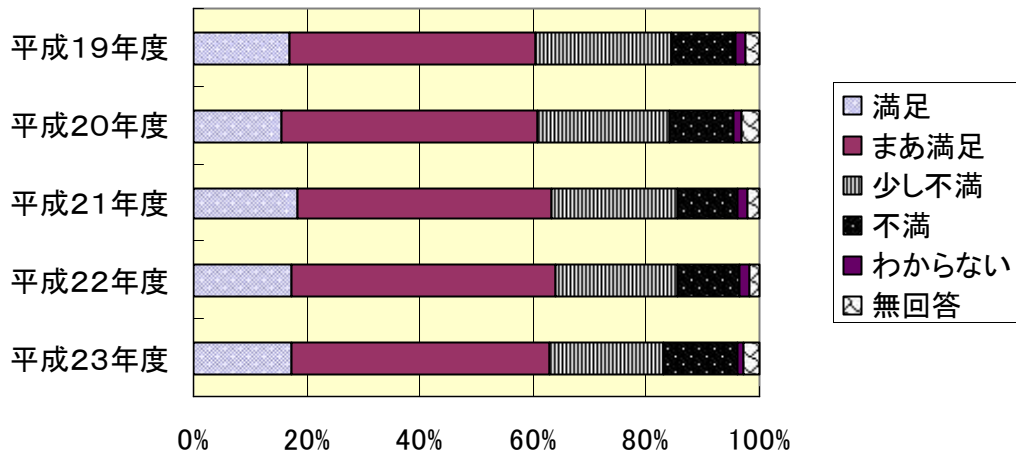
市長への手紙には、1通に複数の案件が含まれている場合があり、公園に関する71通には、身近な公園に関するものの事項が延べ167件含まれていた。このうち、「迷惑行為等」と「管理、改修等に関するもの」が同数で58件であり、最も多かった。

(2) 市民アンケート結果

① 「公園や緑の豊かさ」についての満足度

市民アンケートは、毎年2回、市内在住の1,500人を対象として行われている。この結果をみると、「公園や緑の豊かさ」については、平成19年度から23年度まで、いずれの年度においても市民の6割以上が「満足している」又は「まあ満足している」と回答している（図6）。

図 6 市民アンケート生活環境の満足度「公園や緑の豊かさ」



② 市政に対する評価と要望

平成23年度の結果では、「市政の仕事でよくやっていると思うこと」として、「公園の整備や維持管理の仕事」は7位の22.7%であり、10年前と比較して8.1ポイント増加している。このことから、公園の整備や維持管理の仕事に対する市民の評価が高まっていることがうかがえる。

(3) 区役所道路公園センターへの苦情・要望等

区役所道路公園センターへは、日々電話や訪問により苦情・要望等が寄せられている。これらは陳情処理簿に記入され、建設緑政局あてに報告されている。

① 件数及び内容

平成22年度における苦情・要望等の総数は6,160件（表6）に上っており、多い区では1,000件を超えている。

その主な内容は、施設補修（1,127件）、樹木剪定（881件）、ゴミ問題（581件）、草刈・除草等（417件）等である。

件数の推移については、平成18年度5,034件、19年度5,429件、20年度5,871件、21年度5,764件、22年度6,160件とおおむね増加傾向が見られる（図7）。

件数増加の主な理由は、「その他」が平成18年度893件から22年度1,681件に増えたものであり、平成18年度から発足した協議会からの要望や連絡に伴うものである旨の説明が建設緑政局からあった。

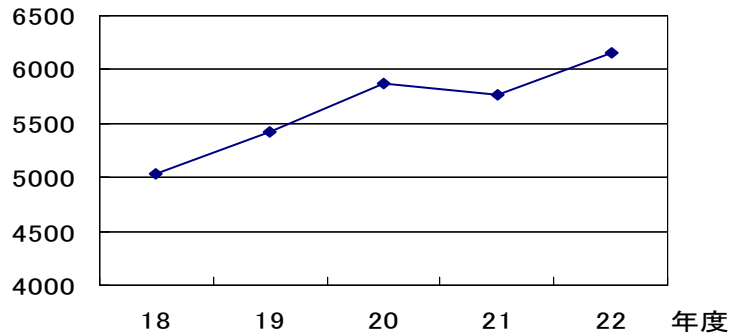
表6 公園緑地に関する市民からの苦情要望等の件数（平成22年度）

（単位：件）

主な内容	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計	割合
その他	263	113	199	339	214	101	135	1,364	22.1%
施設補修	306	44	87	193	163	184	150	1,127	18.3%
樹木剪定	179	73	60	104	91	146	228	881	14.3%
ゴミ問題	181	18	72	57	95	83	75	581	9.4%
草刈・除草等	78	20	26	39	69	72	113	417	6.8%
利用マナー	41	14	10	5	74	94	79	317	5.1%
遊具補修等	84	29	14	33	25	48	29	262	4.3%
電気施設	40	19	31	30	34	29	53	236	3.8%
水道	40	23	22	46	21	19	31	202	3.3%
害虫問題	8	13	23	36	30	31	52	193	3.1%
トイレ	62	9	22	27	28	34	9	191	3.1%
カラスの駆除	32	26	34	18	15	6	5	136	2.2%
ホームレス問題	25	6	17	23	3	2	0	76	1.2%
ペット問題	16	6	10	3	9	1	6	51	0.8%
落葉	6	4	5	9	8	4	7	43	0.7%
運動施設	3	2	21	10		0		36	0.6%
騒音問題	14	3	7	0	1	0	0	25	0.4%
駐車場	2	0	9	9	2	0	0	22	0.4%
合計	1,380	422	669	981	882	854	972	6,160	100.0%

※「その他」の内容[健康遊具、時計などの設置要望、倒木の連絡、落し物の問合せ他]

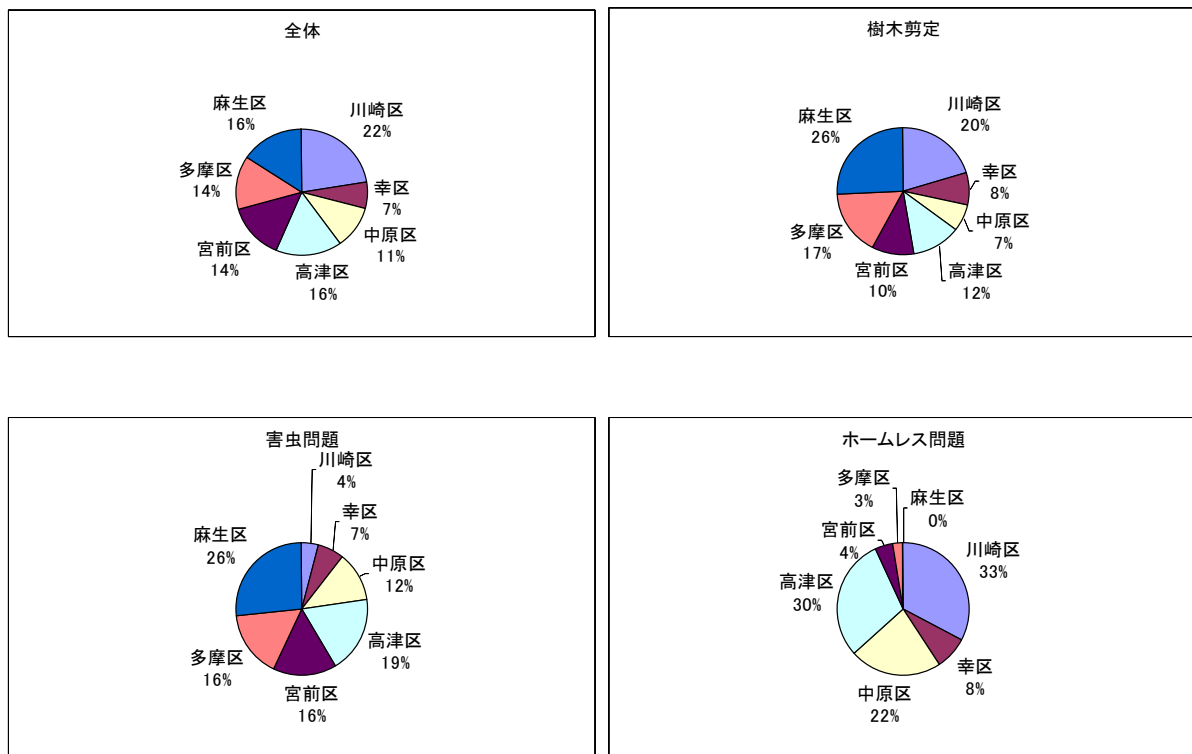
図 7 公園緑地に関する苦情・要望等の件数の推移
件



② 地域による苦情・要望等の主な特性

平成22年度の各苦情・要望等の全市に占める各区の割合を比較した場合、「樹木剪定」や「害虫問題」は多摩区、麻生区が全体の43%を占めており、樹木が多い北部地域の公園の特徴が出ている。その一方で、ホームレスに関する苦情・要望等の件数は、川崎区、幸区、中原区、高津区で全体の93%を占め、宮前区、多摩区では少なく麻生区では苦情・要望等がなかったことが分かる（図8）。

図8 苦情・要望等の件数に占める各区別割合



なお、ホームレスに関する苦情・要望等は平成20年度123件から、21年度81件、22年度76件へと減少している。

③ 苦情・要望等の具体的内容

ア 公園施設

遊具・砂場等、ベンチ等の休憩施設、園路、電気施設・水道・トイレ等の補修依頼や設置要望など。

遊具・砂場等については、ブランコ等の故障修理や砂場の砂の補充などの要望が多い。また、健康遊具等の設置要望もある。休憩施設についてはベンチの補修依頼が多い。園路については、段差の補修依頼や手すりの設置要望などである。電気施設・水道・トイレについては、電球切れ、水漏れ、ドアの破損などである。

イ 樹木剪定

主に樹木の枝払い。

ウ 草刈・除草

5月から10月にかけて多くの苦情・要望等があるが、冬にも枯れ草に火がつく恐れから刈取りの要望がある。また、協議会等から、法面など作業に危険を伴う部分の草刈を要望される場合もある。

エ ゴミ問題

自転車、家電製品、タイヤ、布団などの不法投棄物や園内のゴミの散乱など。

オ 生物の駆除

カラス、蜂、毛虫など。春から秋にかけて苦情・要望等が多い。

カ ホームレス問題

ホームレスの小屋がけ、荷物放置等など。

キ 利用マナー

ボール遊び、犬の放し飼いや糞の不始末、猫・鳩などへの餌やり、花火やバーベキューなどの火気使用、早朝・夜間の騒音、ゴルフ、騒じょう行為、ラジコン、水道等の不正使用、私的な耕作行為など。

ク 対応に苦慮しがちな苦情・要望等について

(ア) 相対する苦情・要望等

・ ボール遊び

子どものボール遊びを巡り、物損被害等から禁止を求める声と許容を求める声がある。

・ 動物への餌やり

主に猫の餌やりを巡り、衛生等の理由から禁止を求める声と動物愛護の視点から許容を求める声がある。

・ 樹木の剪定

隣接者、公園利用者、管理運営協議会等関係者から、日照確保や見通しの確保のための剪定の要望が多い一方、剪定後に、自然保全の視点から切り過ぎを訴える苦情もある。

(イ) 公園施設についての苦情・要望等

・ 既存の公園施設（テニスコート）の子供の遊び場への転換を求めるもの。

・ 対象年齢が6歳から12歳までの遊具で2，3歳の子供が遊ぶことに対して危険対策を求めるもの。

- ・ 撤去予定の木製遊具の存続を求めるもの。

(ウ) 近隣からの苦情・要望等

- ・ 民地の落葉清掃を求めるもの。
- ・ カビ発生の原因を公園樹木だとするもの。

④ 苦情・要望等への対応

ア 受付

区役所道路公園センターでは、電話などにより苦情・要望等があった場合、放置自転車、廃棄物、利用マナーなどに関する事項は管理課利用調整係が対応し、公園施設の故障や樹木の剪定、草刈の要望などに関する事項は整備課公園整備係が対応する。

受付者は、受付番号、受付年月日、陳情者、陳情箇所（公園）、陳情内容等を陳情処理簿に記載する。なお、受付処理簿は、案件の処理後、経過を記録の上で区役所道路公園センター所長まで供覧される。

イ 調査・対応

受付後、協議会等への連絡で済む場合などを除き、職員が現地確認を行い、作業班による直営施行、委託施行、継続的なパトロール実施などの処理方針を決定する。軽易な補修、緊急施行、看板の設置や廃棄物等の回収などは現地確認と併せて行う場合もある。

ウ 処理の完了・未了

苦情・要望等の連絡を受けて、陳情受付処理簿を作成してから、おおむね2週間程度で処理を完了している場合が多かったが、中には、1年を超えても処理が未了となっている案件が4件あった。未了となっている理由は、予算措置等が必要であり、早急な施行が出来ないことが主な理由である。

9 市営公園の管理

市営公園は、都市公園法に基づく公告を行っていないため、都市公園条例等の禁止規定、使用許可等の規定が適用されない。そのため、法的な根拠がない中で、都市公園に準じた管理がなされている状況にある。

平成23年3月末時点で市内に132か所(このうち住区基幹公園に準じるものは66か所)あり、都市公園法に基づく公告が行われない理由としては、境界未確定、他局等からの移管事務の停滞、不法占拠等が挙げられる。

このうち、不法占拠されている市営公園については4か所（塩浜中公園、小田ふれあい公園、東名犬蔵公園、三田こども公園）あり、整備段階で発生した事由により、長期間にわたり市民に供用されていない状態となっている。

10 放射線量の測定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故以降、土壌等の放射線汚染に対する不安が高まった。そのため、本市では、同年6月に市内447の施設で放射線量の測定を実施した。そのうち公園緑地については、各区5か所、合計35か所において、公園中央付近

で地表面から1 m、50 cm及び5 cmの高さと、砂場で地表面から5 cmの高さを測定した。その結果、本市が異常値の目安としている時間当たり0.19マイクロシーベルトを超える放射線量は検出されなかった。しかし、同年8月以降、市民からの連絡を受けて平間公園や稲田公園で放射線量の測定を行ったところ、目安の数値を超える放射線量が測定され、桜川公園等でも目安の数値を超える放射線量が測定された。その後、同年10月及び11月にも、市内450の施設で放射線量の測定を実施し、そのうち公園については6月と同一箇所において測定を行った。その結果、いずれの公園においても、目安の数値を超える放射線量は検出されなかった。その後も、市民からの申し出により測定作業を行っているとのことである。

第3 監査の結果

1 市民が利用しやすい公園

(1) 市民意見の反映について

区役所道路公園センターに寄せられる市民からの苦情・要望等は年間で6,000件以上ある。これは、公園に対する最も身近な利用者の声であるとともに貴重なデータであるため、どのように対応し、活用していくかが利用しやすい公園として整備していく上で重要である。

個別の苦情・要望等への対応状況をみたところ、おおむね適切に行われていることが確認できた。

しかしながら、区役所道路公園センターにおいて記録している陳情処理簿の活用状況をみたところ、毎年度同じ内容が寄せられる苦情・要望等についてあらかじめ対応を講じている区役所道路公園センターがある一方で、活用が図られていない区役所道路公園センターがあった。苦情・要望等は、その時期や場所を分析することで効率的な公園管理を行うことができることから、積極的に活用されたい。

また、陳情処理簿は、一部の区役所道路公園センターを除き電子データ化して管理していた。苦情・要望等は1つの区役所道路公園センターで1年間900件程度あることから、集計作業や職員間の情報の共有化等の利便性に鑑み、電子データ化することを検討されたい。

なお、苦情・要望等の分類についてみたところ、どの項目にも属さない「その他」の項目に区分されるものが平成18年度から増加しており、平成22年度においては、最も多い項目となっていた。この「その他」に区分された苦情・要望等をみたところ、「遊具補修等」に分類される砂場の砂の補充の要望が区分されるなどしていた。苦情・要望等を公園管理において適切に活用していくため、統一的な区分を行うとともに項目の細分化について検討されたい。

(2) 迷惑行為について

公園は、遊び、憩い、交流などの様々な目的を有する者が利用することから、出来る限り制限されることなく自由に利用できることが望まれる。しかしながら、それぞれが快適に公園を利用するためには、他の利用者はもとより近隣の住人や周辺の通行者などに対して、迷惑をかけたり危険を生じさせる行為（以下「迷惑行為」という。）については一定の制限をしていく必要がある。現在は、利用者に協力をお願いして制限をしているものである。

ア 禁止行為として取り扱うべきもの

都市公園条例では「施設を損傷、又は汚損」、「竹木の伐採、植物の採取」などの行為を禁止しており、これらは、公園施設の良好な維持管理を目的としたものがほとんどとなっている。しかしながら、現状の公園に対する苦情・要望等をみると、利用者間での利用環境に関し制限を望む声が多くなっており、公園施設の良好な維持管理と併せて利用者間での良好な利用環境のための制限の検討も必要である。例えば、硬球を使用した遊びやゴルフの練習など、利用者等の身体に直接危険が及ぶような行為は、禁止行為として明確に定めた上で周知すべきである。一律に禁止することが難しいような場合には、公園の利用状況や地域住民の意向を十分に確認の上、禁止対象とする公園や公園内の場所、時間帯など個別具体的に検討されたい。

イ それ以外のもの

禁止までには至らない迷惑行為についても、マナー問題を含めてその取扱いに管理者は苦慮している。「ボール遊びの禁止」など利用者や地域住民の要望などに基づいて公園ごとに個別具体的に設定し、注意看板などをもって制限しているが、この制限を巡り、相反する苦情・要望等が寄せられることも多く、中にはいったん設置した注意看板を撤去した事例もあった。このようなマナーに関する制限は難しい面もあるが、例えば、飼い犬の糞やゴミの放置、住宅に囲まれた公園での深夜の騒音など、迷惑かつマナー違反であることが客観的に明らかな行為については、迷惑行為として適切に注意喚起するとともに、マナー向上の啓発を行われたい。

また、それ以外の判断基準や調整が難しい行為についても、上記アと同様、個別具体的に検討し、その公園にあった適切なルールとして注意喚起、マナー向上を図ることに努められたい。

(3) 公園に関する情報の提供について

公園の利便性を向上させるためには、地域の特色ある公園などの所在や遊具や設備の情報、有料施設の使用法、集会を行うに際してのしきたり等の情報が分かりやすく提供されていることが必要である。

本市におけるこれらの情報の提供は主にホームページにより行われており、建設緑政局と各区役所がそれぞれ作成している。この内容を確認したところ、子育てに活用できる公園を保護者のコメントを付して掲載している区役所がある一方で、個別の公園の案内がない区役所があった。また、有料施設の使用法等については一部の区役所のみに掲載されていたことから、ホームページの掲載内容の充実を図るよう検討されたい。

また、利用マナーに関することについては苦情・要望等の上位にあるが、その改善のためには、広く周知を図っていくことにより個々の利用者の意識に働きかけることが重要である。全ての公園に注意看板を設置することも難しいことから、ホームページや広報紙などにより広く周知することを検討されたい。

(4) 公園施設の設置について

砂場やすべり台といった遊具をはじめ、植栽やベンチなどの公園施設は、公園の効用に直結するものである。そのため、利用者の関心も高く、苦情・要望等の中でも高い割合を占めており、その適切な配置や管理は重要な課題である。

特に、植栽、砂場などは相反する苦情・要望等が寄せられるものである。植栽については、憩いの場の形成として植栽の要望がある一方で、防犯の観点から剪定や伐採の要望もある。砂場については、子どもを遊ばせるために必要であるとの要望がある一方で、猫の糞など衛生上の問題から撤去の要望もある。本市においては光触媒作用を応用した砂を導入したり、地域住民にシートを支給するなどの対応をとっているところではあるが、抜本的な解決を図ることが難しいものである。このような公園施設については、それぞれの効用の是非を多角的に検証するとともに、設置場所や管理上の工夫を行うことで、今後も適切な配置と管理に努められたい。

また、利用者が健康増進のために利用できる健康遊具は、全公園緑地において平成20年3月末

に78基設置されていたものが23年3月末には154基となり、積極的に配置されていることがうかがえる。高齢者の健康づくりにも有用なため、今後も設置数の増加が予想されるものであるが、地域における高齢化の進展状況や年齢構成などの特性を踏まえた設置を図られたい。また、健康遊具は日常的に使用することにより効果が生じるものであるため、市民にとって最も身近である街区公園に積極的に導入することも検討されたい。

(5) 公園施設の安全確保について

公園における事故を未然に防止するためには、公園施設の安全点検は確実に実施する必要がある。

本市においては、国土交通省の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業に基づき、平成21年度から23年度において市内の全ての遊具等の安全点検を実施した。また、公園で子どもが安全に遊具で遊べるように、公園緑地の遊具の安全点検を夏休み前と冬休み前の年2回実施している。

平成18年度から22年度までにおいて、損害賠償の対象となった事故の状況を確認したところ、住区基幹公園では5件の事故が発生しており、その内訳は、樹木に関する物損事故が3件、園内資材に関する事故が1件、遊具に関する事故が1件であった。また、区役所道路公園センターに寄せられた苦情・要望等の中には、公園施設の老朽化等に起因してけがをしたというものや、事故を未然に防ぐための対応を要望するものもあった。

公園施設の安全点検の実施については、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき作成された公園施設点検調書を用いているが、当該調書における補修等の優先度の判定については、マニュアル等が整備されていない状況である。補修の優先度を誤れば、事故の原因となる公園施設が放置されることにもなりかねない。この点について、横浜市では、優先度の軽重について写真等を用いて解説している点検基準のマニュアルを作成していることから、このような例を参考としながら、安全点検をより確実に実施し、一層の安全の確保に努められたい。

2 市民協働による公園管理

公園のような公の施設は、地域の身近で貴重な財産として多くの人がかかり、自分たちの公園として愛着をもって地域で管理をしていくことが望まれる。このことにより地域コミュニティの活性化、活動メンバーの生きがい、防犯など様々な効果が期待できるものである。

身近な公園の維持管理については、昭和52年に公園緑地愛護会（以下「愛議会」という。）が設立され、その後、平成18年には、協働による公園の管理運営を一層推進するため、利用調整機能なども担えるよう活動内容を拡大した管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、市民協働による管理の促進に努めてきた。

公園管理を進める上で市民協働は重要であり、そのための課題について次のとおり述べる。

(1) 協議会への支援について

協議会は、平成23年3月末時点で474団体設立されており、自主的な公園管理も根付き、公園での町内会の行事等の利用調整や利用者のマナー啓発など多様な役割を担っている。また、花壇づくりや堆肥づくりなどに積極的に取り組む団体もあり、このような活動を通してメンバーのやり

がいが育まれ、持続的な公園管理が可能となるものである。その一方で、地域コミュニティの担い手としての役割も期待されながら、専ら公園の維持管理を行う組織として市民から認識されているとの指摘もある。

本市は、協議会のより活動しやすい環境づくりに向けて、連携と協力をさらに促進し、協議会の活動を継続的に支援するとともに、活性化のための支援策を充実させることが重要である。そこで本市の協議会に対する取組をみたところ、次のような課題があった。

ア 市民への広報

協議会が設立されている公園には、管理を協議会が行っている旨を看板に表示しているが、利用者や地域住民に、その存在、役割、活動内容、メンバー構成などが知られていない場合も多い。協議会の円滑な活動のためにも、ホームページや広報紙など、様々な媒体を活用して、その活動内容等の周知に努められたい。

イ 身分の証明

協議会の公園における活動に際しては、その活動であることが分かるように本市が腕章を支給しているが、さらに身分証明書を発行してほしいとの声が協議会のメンバーからあった。

利用者に対して利用マナーを啓発する際など、協議会のメンバーであることを明確に示す必要がある場合もあるため、身分を明らかにするための方策について、関係者の意見も聴きながら検討されたい。

ウ 作業用具の貸出し

公園の管理に必要な電動草刈機など作業用具については、貸出しを行っている区役所、行っていない区役所があったので、協議会の要望を踏まえながら必要な作業用具の統一的な貸出しルールの策定を検討されたい。

エ 自発的活動への支援

本市は、協議会に対して公園の面積に応じて年額2万4,000円から9万円までの報奨金を交付している。協議会の中には、自発的に花壇の設置及び整備に取り組もうとする団体もあるが、その際には、報奨金を活用して用土等の資材を調達するようお願いしている事例がある。

報奨金の使途については、活動に必要な消耗品の購入や飲料等に充てられている場合が多い。そこで、積極的に活動しようとする協議会に対して、活動費用が足りないような場合には、基準を作成するなどして、必要な材料の提供など積極的に支援できるような仕組みについて検討されたい。

(2) 協議会の設置促進と区役所との連携強化について

本市は、第3期実行計画において協議会の設置を促進していくこととしており、現在、建設緑政局公園管理課が中心となって町内会等への働きかけを行い、必要に応じて区役所道路公園センターが協力を行っている。町内会等地縁団体への働きかけは、早い段階から積極的に区役所道路公園センターが関わることで、設置後の協議会と区役所道路公園センターとの連携が強化され、今後の円滑な公園管理に資するものと考えられる。

また、組織改正の効果を活かし、町内会等と関係の深い区役所地域振興課、区民会議や協働事業

の窓口である区役所企画課をはじめとして、区役所内の福祉や高齢者、子育て支援部門等とも必要に応じて情報交換の場を設けるなど連携を図られたい。

(3) 新たな市民協働について

平成23年3月末において住区基幹公園（市営公園を含む。）999か所のうち、協議会及び愛護会（以下「協議会等」という。）とも未設置の公園は240か所あり、全体の24パーセントを占めている。また、協議会等が設置されている公園についても、メンバーの高齢化が進んでいることから、その世代交代や新たな担い手の育成が大きな課題になると考える。

さらに町内会等の加入率の低下にみられるように地縁団体による協議会等の設置そのものが困難となってきた現状も踏まえて、新たな公園管理の手法についても検討されたい。

ア 新たな協働主体

まだ少数ではあるが、ボランティア活動から発展して協議会等が設置された事例や、町内会と知的障害者支援団体、自然保護団体、子育てサークル、小中学校の生徒などが連携を図りながら、公園の維持管理に取り組んでいる事例があった。このことから、非営利活動団体、学校、企業、商店街や公園で体操を行うグループなど、様々な団体等が公園の維持管理や活性化に当たり、新たな協働の担い手としての可能性を持っているものと考えられる。

今後、区役所内の協働、福祉、高齢者、子育て支援部門などとも一層の連携により、新たな主体との協働について積極的に取り組まれたい。

イ 市民ボランティアの活用

平成22年7月から12月にかけて、中原区、宮前区以外の協議会等の未設置公園について公園維持管理のボランティア募集のポスターを掲示したところ、市民から78件の問合せがあったが、協議会等の設置に至ったものは6件であった。これは問合せの大半が個人や少人数でのボランティア希望者であったため、協議会等の結成条件を満たさなかったためとのことである。

しかしながら、公園の維持管理活動に興味や意欲がある個人や少人数でのボランティア希望者は多く潜在していると考えられるので、今後も既存の協議会等への加入を勧めるとともに、協議会等の設置が進まない公園については、見回りや連絡などの軽易な活動への活用も検討されたい。

ウ 市民による公園活性化の取組への支援について

平成21年11月、宮前区区民会議から「公園を地域コミュニティの場として活用していく」ことを目指し、公園内への掲示板設置やプレーパークなどの提案が行われ、その取組が進められている。

また、平成22年3月には高津区の協働推進事業として「あったらいいな、こんな遊び場！」調査報告書がまとめられた。この中では、区内131か所の公園を詳細に調査し、各公園の紹介をはじめ、望まれる公園について提案がなされている。

このように、公園は市民にとって身近な施設として関心が高く、その有効活用が期待されている。このような取組は、公園の一層の活性化に資するための新たな協働の動きであり、利用者の利便性の向上や地域コミュニティの活性化に大きく貢献するものであることから、一層の支援を行われたい。

(4) 地域団体によるテニスコートの管理について

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設であるため、誰もが自由・公平に公園施設を利用することが原則である。しかしながら、本市の身近な公園には、無料テニスコート（以下「無料コート」という。）が9施設あり、このうち5施設については、地域団体が入口フェンスの鍵やネットが入った倉庫の鍵などを、独自に管理する状況になっていた。また、このうち、本市と当該団体との間で締結されているはずの協定・覚書（以下「協定等」という。）が、確認できないものが複数あった。

都市公園条例の規定に照らすと、協定等の有無にかかわらず、特定団体に実質的な管理までも委ねる状況には疑問が生じる。また、こうした管理方法は、一部の地域団体の利益誘導に利する恐れがあり、現実にはテニスクラブが結成されて無料コートの利用の優先化・既得権化をうかがわせる実態があり、市民からも管理方法等についての問合せが寄せられていた。

これらの地域団体の中には、テニスコートに限らず公園全体の清掃活動等を行っているものもあり、現状に至った経緯を考慮する必要があるが、公園施設の利用原則を踏まえながら、地域団体によるテニスコートの管理の実情を把握し、その上で必要な見直しを検討されたい。

(5) 協定・契約等について

無料コート以外にも、野球場、多目的広場、花壇などの公園施設について、本市と地域団体等との間で維持管理や利用調整に関する個別の協定等が締結されていた。これらの協定等の本市側の当事者名は、市長、区長、所長、課長など様々であり、書式、内容、違約規定、有効期限なども統一されていなかった。また、本市の公園全体でどれだけの協定等が締結されているか、建設緑政局では全てを把握していなかった。本市と地域団体等とが、協働により公園づくりを推進していくことは大切であり、今後も、身近な公園に関する協定等はますます増えてくるものと考えられる。

協定等は法的な拘束力を有するものであるから、その締結に当たっては内容を十分に精査した上で、期限を定めて適正に行う必要がある。については、協定等を締結する場合の契約主体、委任できる業務範囲、違約規定、有効期限などについて所要の整備に努めるとともに、これまでに締結した協定等を検証の上、必要な見直しを検討されたい。

また、稲田公園に設置されている「さかなの家」については、生けすにおいて、① 稚魚の飼育展示、② 飼育された魚の多摩川への還元、③ 学校等への教材提供を目的とした管理業務を委託しているものであるが、履行状況をみたところ、多摩川に還元された魚種・匹数や学校等への教材提供について確認することができなかった。また、多摩川への外来種の放流行為を防ぐために設置された「おさかなポスト」は、受託者が自主的に淡水魚等を受け入れているものであるが、公園施設の一部を使用していることから、事業の位置付け等について改めて整理されたい。

3 公園の適正・適切な管理

(1) 市営公園について

市営公園の多くは、都市公園と同様に市民の利用に供されており、平成23年3月末日時点

で、132か所（監査対象は、66か所）もある。しかしながら、都市公園法の規定に基づく公告がなされていないため、都市公園条例の禁止規定、許可、占用料の徴収その他の管理に関する規定等は、本来、適用できない。また、都市公園は、人口や市域面積とともに地方交付税の算定基礎となるものであるため、速やかに公告を行うべきである。

建設緑政局は、市営公園が公告できない理由として、① 不法占拠による整備遅滞、② 境界未確定、③ 他局等からの移管事務の停滞、④ 借地、⑤ 引継書類未整備等があるとしているが、昭和20年代に開設されていながら、現在も市営公園のままの公園もあることから、不法占拠などの重大な支障がない限り、可能な限り速やかに公告の手続を行われたい。

（2）公有財産の管理について

現地調査において、4か所の市営公園（塩浜中公園、小田ふれあい公園、東名犬蔵公園、三田こども公園）が長期間にわたって不法占拠の状態であることを確認した。なお、不法占拠対策については、平成21年度に財政局が実施した公有財産の適正管理に関する実態調査（総点検）に係る報告書でも適正化が指摘されているところである。

これらのうち、塩浜中公園を除く3公園については、不法占拠状態に至った経過を検証し、地域住民との話し合いを行った上で、不法占拠状態の解消に努められたい。また、塩浜中公園は、昭和40年代から、法律上及び事実上の困難な問題と相まって不法投棄が行われてきたものと考えられるが、まずは、法的問題を検討するとともに、不法占拠問題の解決策を整理した上で、今後の利用方法、費用等を総合的に勘案しながら、臨海部の活性化に向けて、全庁的な対応により不法占拠状態の解消に努められたい。

（3）都市公園台帳の管理について

都市公園法、都市公園法施行規則等では、公園管理者は調書及び図面からなる都市公園台帳を作成、保管するとともに、記載事項に変更のあったときは、速やかにこれを訂正しなければならないとされている。

しかしながら、建設緑政局が管理している都市公園台帳をみると、調書については一部の構築物や公園施設の記載がなく、更新していない記載事項（工作物、占用物件、許可を受けた者の住所、氏名等）があった。また、図面については新旧の図面が存在するなど、整理が不十分な点があった。

区役所道路公園センターでは、都市公園台帳のコピーを用いて、市民や利用者等から寄せられる様々な情報を加筆しているが、これが、建設緑政局が管理する都市公園台帳の原本に反映される仕組みにはなっていなかった。

都市公園台帳については、関係法令等に基づく正確な情報の記載及び情報の更新に努められたい。また、都市公園台帳に係る情報を整理・共有化し、市民や利用者からの問合せ等に迅速に対応するため、システム化に取り組まれたい。

（4）使用料の減免について

公園の使用料等については、都市公園条例第21条により市長が相当の理由があると認めるとき

は減免することができるとされている。公園内で行う集会、フリーマーケット等の公園内行為許可に伴う使用料の減免事務を確認したところ、同一内容の申請について免除の取扱いが異なる事例があった。

公園内行為許可に伴う公園使用料の減免基準については、「都市公園の許認可マニュアル(平成18年3月末日制定)」の中で「公園内行為許可に関する使用料の免除項目について」として示されているが、免除対象団体や行為の範囲などが明確に定められていなかった。したがって、当該基準の見直しを検討されたい。また、当該マニュアルが区役所道路公園センターに十分周知されていなかったことから、その周知を徹底されたい。

(5) 放射線量の測定について

他都市では、今なお公園内で局所的に放射線量が高い箇所（いわゆるホットスポット）が見つかる例があり、放射線に対する市民や利用者の不安は尽きないところである。また、ヒアリングを実施した複数の協議会からも、滑り台や砂場、落ち葉や汚泥等の放射線量の測定を実施してほしいとの声も聞かれた。

公園の放射線汚染に対する市民の不安はいまだに大きい。今後も、公園内の放射線量を測定した場合には、その結果を情報発信するなど、公園に対する市民の不安に応える適切な対応に努められたい。